⑶　スペクトル分析器の時間分解能が不足する場合は、広帯域検波器等を用いオシロスコープ又は周波数カウンタをパルス幅測定状態に設定して測定することができる。
⑷　４⑵において送信スロット間のガードタイムによる瞬断は、電波の発射が継続していることとして測定する。
⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器等で接続して測定する。

別表第七十五　証明規則第２条第１項第54号に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合
⑴に加えて周波数の偏差については、二の項の試験及び三の項の試験を行う。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次の場合を除く。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

３　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。

４　システム

10MHzシステム、５MHzシステム及び2.5MHzシステムの複数のシステムを有する場合は、それぞれについて試験を実施する。

５　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各試験項目を測定する。

６　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。
⑵　測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件」の設定ができるものは使用することができる。

７　その他

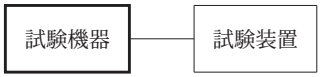
⑴　本試験方法は、アンテナ端子（試験端子を含む。）のある設備に適用する。
⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
イ　試験周波数に設定する機能
ウ　周波数の偏差測定時に無変調の連続波又はバースト波を送出する機能
エ　規定のチャネルの組合せ及び数による変調が設定でき最大出力状態に設定する機能
オ　変調データとして、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告O.150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号、23段ＰＮ符号等）による変調ができる機能

⑶　試験機器の擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωとする。
⑷　時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動中継局であって基地局へ送信を行う場合は、本試験方法を適用する。
⑸　時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、陸上移動局を模擬する無線設備の場合は、本試験方法を適用する。

二　振動試験

１　測定系統図



２　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。
⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

３　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により、振動試験機の振動板に固定する。
⑵　振動試験機により試験機器にア及びイの条件の振動の振幅、振動数及び方向を加える。

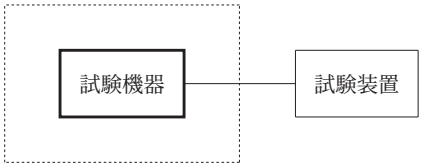
ア　全振幅３㎜、最低振動数（毎分300回以下）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。この場合において振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して設定可能な最低振動数、毎分500回、最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。

イ　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。この場合において振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回、毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。

⑶　⑵の振動を加えた後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
⑷　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。
⑸　本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

三　温湿度試験

１　測定系統図



２　試験機器の状態

⑴　３⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置している場合は、試験機器を非動作状態とする。
⑵　３⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。